

宮城支部 平成 29 年度 第 2 回 健康づくり推進協議会 議事概要

開催日	平成29年12月12日(火) 15:00~17:00
開催場所	TKP ガーデンシティ仙台勾当台3階 「カンファレンス2」
出席委員	遠藤委員、太田委員、小林委員、佐々木委員、西井委員、村上委員、茂泉委員、山田委員 欠席：岡本委員（代理出席：佐々木様）、鈴木委員 （五十音順）
事務局	藤代支部長、後藤企画総務部長、山本業務部長、高田企画総務 G 長、及川保健 G 長、高橋保健 G 長補佐 保健 G：村上主任、桑原主任 企画総務 G：田所主任
議題	1. 平成 29 年度上期の保健事業の実施状況並びに平成 30 年度事業の方向性について 2. インセンティブ制度について 3. 職場健康づくり宣言制度について
議事概要 (主な意見等)	<p>◆事務局より、各議題について説明をする。</p> <p>◆各委員より、各議題内容に関して意見をいただいた。</p> <p>1. 平成 29 年度上期の保健事業の実施状況並びに平成 30 年度事業の方向性について</p> <p>○健診関連</p> <p>&lt;山田議長・質問&gt;</p> <p>社会保険労務士と連携した事業者健診データ取得にかかる事業所勧奨とはどのような取り組みなのか。</p> <p>&lt;事務局・回答&gt;</p> <p>協会けんぽの事業所の中には、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用せず、労働安全衛生法に定めのある事業者健診を実施している事業所が数多く存在する。</p> <p>現行の制度では、協会けんぽ等の医療保険者が加入者の事業者健診データを取得した場合には、健診の実績としてカウントされる。</p> <p>宮城支部としては、これまでも事業所に対して文書等による勧奨を行ってきたところではあるが、本取り組みは、平成 28 年度から宮城県社会保険労務士会と連携し、社会保険労務士が受託事業所を直接訪問の上、事業者健診データの提供を依頼することで、データの取得を促進するものである。</p>

## ○保健指導関連

### <山田議長・質問>

保健師・管理栄養士が不在の地域を対象とした保健指導の外部委託を行っているとのことだが、どのような形態で保健指導を実施しているのかを教えてください。

### <事務局・回答>

宮城支部の保健師がいない気仙沼、白石地域等を中心に、外部委託業者が事業所担当者と日程等を調整の上、対象者の勤務先に個別に出向く形で保健指導を実施している。

### <遠藤委員・意見>

保健指導を受けた従業員に一定の改善効果がみられるため、事業所としても保健指導の必要性は認識している。しかしながら、建設業は各現場に作業員がいるため、保健指導の日程調整に手間がかかり、担当者の負担になっているという現状がある。

### <小林委員・意見>

仙台市国保においても、健診受診率は高いが、その後の保健指導実施率が低いという同様の課題がある。以前に保健指導を受けない理由についてアンケート調査を実施したところ、1番多かったのが「保健指導を受けなくても自分で生活習慣を改善できるから」であり約44%であった。保健指導対象者であっても、数値が境界値付近の人は危機感が低く、体重なら自分で減らせるといった甘い認識の人が多く感じている。

仙台市国保では保健指導を受けた方の約46%が、翌年度の健診結果において改善しており、保健指導の効果をPRして保健指導を推進しているところである。

### <宮城県佐々木様・意見>

宮城県（国保）は健診受診率が全国3位である一方、保健指導実施率は16.7%で全国35位という現状である。

保健指導を受けない理由について、宮城県でもアンケート調査を実施したが、仙台市同様「保健指導を受けなくても自分で生活習慣を改善できるから」あるいは、「時間が無いから」という回答が多かった。

今後、保健指導を受けなくても自分で生活習慣を改善できるという意識をいかに変えていけるかが課題であると感じており、宮城県としてはスマートみやぎ健民会議等を活用して医療保険者や企業等をサポートしていきたいと考えている。

### <茂泉委員・意見>

健診受診直後は加入者の健康への意識が高いと思われるため、健診受診日当日の保健指導の推進は、保健指導の実施率の向上に加え、保健指導による改善効果の向上も期待できる。

また、事業主としても後日改めて保健指導を実施するための日程調整を行う手間が省けるため、メリットが大きいと感じる。

<村上委員・意見>

加入者へ訴えかける材料として、メタボのみに着目した健診、保健指導だけでは限界がある。医療機関での保健指導を推進するにあたっては、がん等のメタボ以外の項目も含めて、保健指導を実施するという視点も必要ではないか。

<村上委員・意見>

生活習慣病予防健診受診後の保健指導の推進のみならず、事業者健診を保健指導へ結びつける取り組みの強化も進めていただきたい。

<山田議長、西井委員・意見>

都道府県、業種、規模等によって保健指導の受け入れ状況に違いがあると思われるため、今後、保健指導受け入れ状況の分析を進めたいうえで対策を検討すべきと思われる。

## ○重症化予防事業関連

<山田議長・質問>

重症化予防事業について、現状、対象者のみに通知等の勧奨を行っているとのことだが、事業主に対してアプローチを行うことはできないのか。

<事務局・回答>

個人情報保護法等の壁があるためできない。

<佐々木委員・意見>

法律の壁があるというのは承知しているが、それでも、重症化予防事業については、事業主の理解が必要であると思われるため、事業主に対して早期の受診の必要性を訴える取り組みを検討していく必要があるのではないか。

## ○その他保健事業関連

<太田委員・質問>

第一期データヘルス計画のアウトカム（メタボ割合の減少）の検証はどの程度進んでいるのか。

<事務局・回答>

第一期計画は平成27年度から29年度の3年計画であるため、アウトカムの検証は平成30年度以降、本格的に進めていくことになる。検証に必要なデータがそろった段階で、速やかに検証を行い、会議の場でお示ししたいと考えている。

## 2. インセンティブ制度について

＜山田議長・質問＞

インセンティブ制度における健診受診率には被扶養者分も含まれるのか。

＜事務局・回答＞

被扶養者分も含まれる。生活習慣病予防健診、特定健診、事業者健診（データ取得分）を合算したものが実績となる。

＜太田委員・質問＞

シミュレーション結果の保健指導に関する指標において、島根支部が高い結果となっているのはなぜか。

＜事務局・回答＞

島根支部が高い結果となっている理由については不明である。推測にはなるが、島根支部の加入者数等の規模による優位性が考えられる。加入者規模が大きくなるときめ細やかな対応が難しくなる傾向がある。

＜村上委員・質問＞

重症化予防事業の対象者は保健指導の対象者から外れるのか。仮に外れる場合、重症化予防事業を推進していくことで、データの見かけ上は保健指導実施率の向上につながると解釈してよろしいか。

＜事務局・回答＞

特定保健指導では服薬している方は対象から除かれる。そのため、重症化予防事業の対象者が医療機関を受診のうえ投薬治療を開始すれば、翌年度以降は保健指導の対象者から外れる。

しかしながら、保健指導対象者の中での重症化予防事業対象者は少ないため、保健指導実施率に与える影響は限定的と思われる。

## 3. 職場健康づくり宣言制度について

＜村上委員・意見＞

協会けんぽの保健事業は基本的には40歳以上を対象としているが、40歳で健康に問題がある人の多くは、20代、30代の時点ですでに問題がある場合が多い。職場健康づくり宣言制度を推進するうえで、若い人の意識付けになるような特典を検討いただきたい。

＜村上委員・意見＞

職場健康づくり宣言サポートシートについて、メタボ該当者や各生活習慣等全体の数値だけでなく、新たに該当した者の人数等、数値の内訳を示してあげると、事業所としても数値の変動をより深く理解できるのではないか。

<山田委員、西井委員・意見>

職場健康づくり宣言サポートシートについて、項目の中に保健指導対象者であるにも拘らず、保健指導を受けていない者の人数等、悪い指標を盛り込むことで、事業所へのフォローアップの効果が高まると思われる。

<事務局>

技術的な問題、個人情報の問題等、様々な制約はあるが、今後、皆様のご意見を参考に改善していきたい。

<佐々木委員・意見>

宣言事業所の担当者が集まり、健康づくりに関する取り組みや問題点等を話し合う交流の場が必要ではないか。

<事務局・回答>

今後検討していきたい。

<西井委員・意見>

各経済団体等と連携して宣言事業を推進することは非常に良いことだと思うが、協会けんぽと他団体では取り組み意識に温度差があるように感じる。覚書の締結等で終わるのではなく、温度差を解消すべく、各団体へさらなる働きかけが必要と思われる。

<小林委員・意見>

事業所レベルでの健康づくりに関する取り組みについて、小規模の事業所には浸透しにくいという課題はあるが、仙台市としても協会けんぽと連携して推進していきたい。

特記事項
------

・次回開催は 30 年 7 月予定。
--------------------